

おののらく
公益信託 大野良久記念老人福祉基金
2020 年度 募集要項

1. 趣 旨

この公益信託は、大野良久様のご意思により、平成 5 年 3 月 25 日に設定されたものです。

この公益信託は、愛知県内の老人介護等のボランティア活動、老人の在宅福祉の向上を図る事業及び老人福祉施設における先駆的な事業等に対して支援及び助成を行うことを目的としています。

2 助成の対象となる事業

- (1) 老人の介護等のボランティア活動
- (2) 老人の在宅福祉の向上を図る事業
- (3) 老人福祉施設における先駆的な事業
- (4) その他この公益信託の目的を達成するために必要な事業

3 助成先及び助成金額

(1) 助成先

前項に掲げる事業を行う民間の団体及び施設

(2) 助成金額

1 件 100 万円以内 5 件程度

但し、助成金額は事業総額の 90%以内（自己資金等 10%以上）とします。

4 応募方法

助成を希望する施設又は団体は、所定の「助成金申込書」（本応募要項に添付）と以下の書類を同封のうえ、2020 年 5 月 27 日（当日消印有効）までに、事務局（三井住友信託銀行 個人資産受託業務部公益信託グループ）宛申し込みください。

- ・団体の概要が分かる資料（例：定款、会則等）
 - ・直近の収支決算報告書
 - ・申請物件の見積書・カタログ・資料等
- （見積費用面で許す限りまずは地元業者の利用をご検討ください）

5 選考方法

この公益信託に設置している有識者、社会福祉関係者による運営委員会において、助成先を選考します。

但し、以下に関しては助成対象外とします。

- (1) 介護保険の給付サービスや障害者福祉サービス等の団体本来の事業に係る費用
- (2) 毎年継続的に発生する経費
- (3) 営利を目的とした団体からの応募

また、以下に関しては優先順位を低く考えます。

- (1) 過去 3 年間にこの公益信託の助成を受けた団体及び施設からの応募
- (2) 基本財産または消費的支出にあたる物品
- (3) 申請事業以外にも汎用的に利用できる物品（自動車・パソコン等）の購入

一方、以下に関しては優先順位を高く考えます。

- (1) 介護保険の給付サービスや障害者福祉サービス等の団体本来の事業以外で、有意義な事業に必要な物品
- (2) 先駆的な事業を始めるにあたって必要な物品
- (3) 地域で住民が参加して助け合う活動に必要な物品
- (4) 他の地域には見られないような、先駆的な活動に関する物品
- (5) 社会福祉法人の社会貢献事業や介護保険の総合事業での新たなサービス作りのための費用

6 選考結果通知・助成金交付

この公益信託の事務局（三井住友信託銀行 個人資産受託業務部）から、2020年7月末までを目処に、選考結果を各応募者に文書で通知します。（運営委員会の開催日程によって8月になる場合もあります。）

助成金は、通知後およそ1ヶ月以内に交付（指定の振込先に送金）します。

7 報 告

助成金を受けた施設及び団体は、その活用結果を2021年3月末日までにこの公益信託の事務局宛所定の用紙にて報告いただきます。

【申請書の提出先・照会先】

〒105-8574 東京都港区芝 3-33-1

三井住友信託銀行 個人資産受託業務部 公益信託グループ

大野良久記念老人福祉基金 申請口

TEL 03-5232-8910（受付：平日9時～17時） FAX 03-5232-8919

（※）公益信託とは
個人の方が公益活動のために財産を提供しようという場合や、法人が利益の一部を社会に還元しようという場合などに、信託銀行に財産を信託し、信託銀行は公益信託契約で定められた公益目的に従ってその財産を管理・運用し、公益活動を行う制度です。

受付日		受付番号	
-----	--	------	--

助 成 金 申 込 書

提出日 年 月 日

法人・団体名 _____

申込者 代表者名 _____ 印 (年 月 日生)

自宅住所・tel _____

下記のとおり貴公益信託の助成金を申し込みます。
 なお、この申込書に記載する事項は、助成金の支給対象の選考等、貴公益信託の運営に必要な範囲で、貴公益信託の受託者・運営委員・信託管理人が取得・利用すること、また、支給が決定した場合は氏名・所属団体等の情報が主務官庁へ提供される他、一般に公開されることについて同意のうえ応募します。
 私（法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。）は、後段に記載の「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」に記載の内容を了承します。

施設・団体の概要	施設・団体の名称			
	所在地	〒	-	Tel
	代表者			
	認可年月日(西暦)	年 月 日	介護保険認定事業の種類	
	連絡責任者	氏名	所属・役職	Tel
	申請者の活動概要 【資料(団体の会則・定款は必ず)を添付してください】	(1) 日頃の活動についてご紹介ください。 (2) 今回の申請事業のほかに、過去にどのような活動をされていたかご紹介ください。		
助成を希望する内容	助成の種類 (○で囲む)	1. 老人の介護等のボランティアの活動 2. 老人の在宅福祉の向上を図る事業 3. 老人福祉施設における先駆的な事業 4. その他		
	事業内容及び使途、設備、備品等（複数の申込の場合は、優先順位を付してください）			
	計画と理由(書き切れない場合は次頁に記入してください)			
資金計画（予算）	<申請物件の見積書・カタログ・資料等を添付してください>			
事業費又は費用総額 (A)+(B)+(C)	千円	助成希望額(A)	千円	
		自己負担額(B)	千円	
	千円	その他(C)	千円	
上記と同じ助成を、他の団体にも出されていますか。				
ある	ない	(申込先)	助成額	年 月)
過去3年間、施設又は団体で民間団体からこのような助成を受けたことがありますか。				
ある	ない	(団体名)	助成額	年 月)

《銀行使用欄》

精査印		登録印	
-----	--	-----	--

芝 96 号

「助成を希望する内容」欄の「計画と理由」等について前頁で書き切れない場合は、この欄にご記入ください。

助成決定となった場合の助成金振込口座

※注意① 口座情報に間違いがあると、助成金の振込が大幅に遅れることがあります。
 ※注意② ゆうちょ銀行をご指定の場合、支店名欄には振込用の店名（3桁の漢数字）、口座番号欄には7桁の振込口座番号をご記入ください。

お振込先	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>	(○をおつけください) 銀 信 信 農 行 金 組 協	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>	支店 出張所 営業部	
預金種別	(○をおつけください) 普 当 所 通 座 の () 他	口座番号	<input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>		
お受取人	フリガナ <input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>		カタカナ <input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/> <input style="width: 100%; height: 20px;" type="text"/>		
口座名義	<input style="width: 100%; height: 40px;" type="text"/>		【ご留意事項】 助成金受取口座が法人名の場合、法人名その他、代表者の肩書や代表者名までの記載が必要です。その場合、洩れなく正確にご記入ください。 不明な場合は、口座を開設した金融機関にご確認ください。		

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私（法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。）は、次の①の各号に掲げる者もしくは②の各号のいずれかに該当し、もしくは③の各号のいずれかに該当する行為をし、または①もしくは②にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知により貴公益信託からの助成金・奨学金等の交付が廃止されても異議を申し立てず、既に貴公益信託から受給した助成金・奨学金等の全額を直ちに貴公益信託に返還いたします。また、これにより手数料、費用、損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

①現在、次の各号に掲げる者（以下これらを「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- D. 暴力団準構成員
- E. 暴力団関係企業
- F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- G. その他前各号に準ずる者

②現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な行為をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴公益信託の信用を毀損し、または貴公益信託の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為